

十島村船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 十島村

事 業 名 : 船舶運航事業

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	23 人	年 間 輸 送 人 員 数	26 千人
営 業 航 路	429.0 km	在 籍 船 舶 数	1 隻
運 航 路 線 数	1 本	平 均 船 齢	3 年
年 間 運 航 キ ロ	98 千km	乗 船 効 率 * 1	25.16%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可	令和元年7月19日	33.01
実 施	令和元年10月1日	33.01

(3) 料金水準の検討

航路全体にかかる運賃改定(値上げ)については、村民所得が県内で最低レベルにあることから、生活に及ぼす景況を考えると、困難な状況である。今後の検討については、観光客などの交流人口の動向に留意しつつ行なっていく必要がある。

(4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	H29	326,900 千円	H30	348,769 千円	R1	366,669 千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	141%	H30	76%	R1	89%
純 損 益 (又は実質収支) ※過去3年度分を記載	H29	390,843 千円	H30	273,327 千円	R1	164,170 千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	H29	0.0%	H30	0.0%	R1	0.0%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

離島補助航路ではあるものの、地方財政法による資金不足は生じておらず、健全な経営が続いている状況である。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 経営の基本方針

本航路は、本村と鹿児島県本土、奄美大島を結び、島の住民にとって唯一の公共交通であり、生活物資や各種燃料はもとよりゴミ・し尿運搬等の生活に不可欠な輸送手段である。
そのため、今後も十島村による公営の体制を維持しながら、利用実態に即した運航形態へと改善を進め、観光客誘致対策など、持続的な航路運営体制を構築していくものとする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成30年4月より新船「フェリーとしま2」が就航しており、今後10年間で大きな投資目標事業は無い見通しである。
なお、実施する場合は、競争入札などによる費用抑制を図ることとしている。
また、航路附属施設に関する投資については、施設・設備の廃止・統合や、過剰投資・重複投資の精査、優先度に応じた事業の先送りや取止めを含め、国や県の承認を得ながら、実施している。

② 収支計画のうち財源についての説明

本村は、人口700人にも満たない小規模多島の村であり、その規模から主な利用者は、住民や公共工事の業者を中心とした限られた人数となっている。利用者の1/3ほどは、観光客が占めるものの、島の宿泊施設の数にも限りがあり、一定数以上の受入れは困難な環境である。
自然環境等に由来する収支の現状から、今後も国・県の補助金に頼りながら運営せざるを得ないところである。
対して、「日本一長い村」と言われる本村も巡る航路は、片道429kmと長大な航路に加え、海象条件の厳しい海域を航行することから、収入に反し燃料費等の支出が大きいことから、財政基盤のせい弱な村では、航路の維持が非常に困難であり、国や県の補助金により運営している状況である。
なお、補助金以外の収益の確保については、各種村内イベント・ツアーの開催などを実施し、利用者増に努めているところである。
また、料金見直しについては、「1-(3) 料金水準」の欄で記載のとおり、困難な状況であり、資産の有効活用については、国庫補助航路として、国・県の確認を得ながら実施している状況である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

乗組員のうち、事務部員、司厨員を業務委託とすることで人件費の抑制を図っている。
職員給与については、人事院勧告等に基づく適正な水準での見直しを行なっている。
また、運航時の人員配置については、過剰配置とならないよう、配置計画を立てた上で実施している。
このほか、燃料の購入にあたり、月毎に競争入札を実施することで、経費の節減に努めている。
加えて、乗組員やメーカーと協議し、乗組員でできる修繕は乗組員で対応することで、経費の削減を図っている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

交流人口拡大と経営改善につなげる為、今後も観光・移住担当課と連携を図り、島外からの観光客や、I・Uターン者、その他島に興味のある方などを幅広く呼び込み、利用客拡大に努めていく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、
改定等に関する事項

経営戦略については、5年をめぐりに見直し更新を行なっていく。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 118,516	△ 108,156	△ 164,170		0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	390,843	272,326	164,170									
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	272,327	164,170		0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)-(O) 黒字 (P) 赤字 (Q)	272,327	164,170										
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	76	76	71	77	75	75	76	76	76	76	81	85
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	350,755	388,293	318,985	354,341	371,340	389,189	407,930	427,609	436,839	469,967	492,747	516,666
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	2,744,780	2,610,408	2,476,022	2,211,967	1,913,519	1,614,982	1,316,355	1,017,637	718,830	419,932	199,091	34,519

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
収益的収支分	4,554	3,045	3,115	2,825	2,700	2,540	2,400	2,040	2,040	1,860	1,500	1,500
うち基準内繰入金	2,514	2,214	2,628	2,577	2,509	2,502	2,400	2,040	2,040	1,860	1,500	1,500
うち基準外繰入金	2,040	831	487	248	191	38						
資本的収支分	299	483	483	91,237	115,257	115,257	115,257	115,257	115,257	115,257	115,257	115,257
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	299	483	483	91,237	115,257	115,257	115,257	115,257	115,257	115,257	115,257	115,257
合 計	4,853	3,528	3,598	94,062	117,957	117,797	117,657	117,297	117,297	117,117	116,757	116,757